軽減税率制度実施後の税額計算

- 〇 消費税の納付税額は、売上税額から仕入税額を控除して算出(仕入税額のほうが大きい場合は還付)すること とされており、その算出方法は軽減税率制度の実施後も変わりません。
- 軽減税率制度の実施により、消費税率が軽減税率と標準税率の複数税率となったことから、売上げと仕入れを 税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。
- なお、軽減税率制度実施後の一定期間、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者 (注) に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

(注)中小事業者とは、基準期間(法人:前々事業年度、個人:前々年)における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

《消費税の納付税額の計算のイメージ》

税額は税率ごとに計算する必要があります。



売上税額

標準税率の対象となる税込売上額

 $\times \left[10/110\right]$

軽減税率の対象 となる税込売上額

(8/108

仕入税額

標準税率の対象となる税込仕入額

× 10/110

・ 軽減税率の対象
となる税込仕入額

X 8/108



消費税の納付税額

=

売上税額

—

仕入税額



仕入税額のほうが大きい場合、消費税は還付されることとなります。